

令和2年3月25日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染のまん延防止のための小田原市立小・中学校の
対応について（お知らせ③ー4月6日からの授業等の再開について）

新型コロナウイルスの感染のまん延防止のため、3月2日から3月25日まで市立小・中学校及び幼稚園を臨時休業していましたが、**4月6日（月）から授業等を再開します**のでお知らせします。

3月19日に発表された新型コロナウイルス対策専門家会議の「感染状況が一定程度に収まってきている地域においては、感染症対策を徹底することで、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除することを検討することになる」とした見解を前提とし、3月23日時点で小田原保健福祉事務所管内での感染者が1名にとどまっていることから、必要な感染症対策を実施した上で、授業等を再開することとしました。

なお、当面、学校の諸活動は、集団感染が確認された場に共通する環境を学校の中で作らないため、次の3点に留意しながら行うことを基本とします。

- (1) 換気の悪い密閉空間を作らない。(2) 多くの人が密集する状況を作らない。
- (3) 近距離での会話や発声が行われる状況を作らない。

お子様には、学校ではできるだけマスクを着用していただくほか、37.5度以上の発熱や咳、強いだるさなどの症状がある場合は登校を控えてください。

今後、同会議が発表する内容や、本市及び近隣市町で感染者が多数報告される事態となった場合等には、本日のお知らせの内容を全面的に見直さざるを得なくなることもありますが、その際は改めて知らせしますので、ご理解ご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中の児童生徒の見守りや学習支援等に多大なるご理解とご協力をいただき、感謝申しあげます。また、今後の児童生徒の健康と安全を守るため、学校は保護者の皆様のご協力を頂きながら、感染症予防対策に取り組んでいきますので、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

次の1～4については、当面の間の対応とします。

1 4月以降の学校生活における感染症予防対策について

- ・学校では、別紙1のとおり、学校生活での感染症予防対策を実施した上で、授業等を実施します。登校後、発熱や体のだるさ等を訴える児童生徒については早退の判断をし、保護者へご連絡しますので、ご対応くださるようお願いいたします。

- ・お子様の健康状態を把握するため、登校する際は健康観察票に必要事項をご記入いただいた上、お子様へ持たせてください。なお、健康観察票は4月6日(月)に配付しますので、7日(火)から持たせてくださるようお願いいたします。
- ・**発熱や咳、体の強いだるさ等で登校できなかった場合、医師の診断書がなくても出席停止の扱いとします。なお、その際には必ず学校へご連絡ください。**
- ・自宅における健康管理及び健康観察、学校における感染症予防対策の詳細については、別紙1をご覧ください。

2 学習活動について

- ・できるだけ直接の身体接触や至近距離で会話する必要があるよう、工夫して実施します。
- ・学校の行事については、感染症防止の基本留意事項を踏まえ、実施内容や場所、時期を工夫して実施します。
- ・校外学習は電車やバスを利用しない範囲で実施します。

3 給食について

- ・4月10日(金)から実施します。
- ・座席は対面を避けるなどの工夫をします。また、給食前の手洗いの徹底や、給食時間中に立ち歩いたり、不必要に大声で会話したりすることないように指導しますので、ご家庭でもお子様へご指導ください。
- ・配膳については、健康状態に不安のない児童生徒等が実施します。配膳の際はマスク着用と手洗いを徹底します。

4 部活動について

- ・登校前の健康観察の徹底、十分な睡眠時間の確保等のため、授業日の朝練習は中止とします。また、学校では適切な休養日を設定するとともに、1日の活動時間をできるだけ短時間にします。
- ・校外における練習試合、交流会、大会等への参加は見合わせます。

事務担当

感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	3 3 - 1 6 9 1
給食に関すること		3 3 - 1 6 9 4
教育課程全般に関すること	教育指導課	3 3 - 1 6 8 4